

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第20回】開催

開催日時：令和7年3月19日(水) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に関する最新情報
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉（運賃交渉）ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

トラック物流の2024年問題とは？

2024年4月以降、**トラックドライバーの残業時間が「年960時間まで」に制限**され、**それ以上残業して貨物が運べなくなる = 運べる貨物が減る**という懸念のこと。

【2024年問題の物流への影響】具体的な対応を行わなかった場合、
2024年度には輸送能力が約14%（4億トン相当）不足する可能性あり。
2030年度には輸送能力が約34%（9億トン相当）不足する可能性あり。

制度改正 の内容

	現行	改正後（令和6年4月～）
時間外労働規制 （労働基準法）	なし	960時間 (原則、年720時間)
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 16時間 以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 293時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,516時間 を超えない範囲内で、 320時間 まで延長可。	【1日あたり】 ・原則 13時間 以内、最大 15時間 以内。 ・長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、 年3,300時間、284時間 以内。 ただし、労使協定により、 年3,400時間 を超えない範囲内で、 310時間 まで延長可。

しかし、問題の本質は、労働環境が過酷なことによる**長期的なドライバー不足**。発・着荷主など関係者全員の協力で**商慣行を見直す必要があります**。

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、**目安箱**への
投稿をお願いします。



目安箱リンク

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催 「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会【第21回】開催

開催日時：令和7年4月25日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に関する最新情報
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています!**

(今月のNEWS)改正トラック法一部施行(契約内容の文書化)について

書面に記載しなければならない事項(①~②は法律記載事項、③~④は省令記載事項)

- ① 運送の役務の内容及び対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務(荷役作業、附帯業務等)が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③ その他特別に生じる費用に係る料金(例:有料道路利用料、燃料サーチャージなど)
- ④ 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

<パターン1: 貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



- ①: 第12条の規定に基づく書面交付(真荷主⇔トラック事業者)
- ②: 第24条の規定に基づく書面交付(トラック事業者⇔利用運送事業者)

<パターン2: 荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3: 貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主⇔トラック事業者 メール送信	トラック事業者⇔真荷主 メール返信
差出人: *****@xxx.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先: *****@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため冷凍車1両 ○○食品様	差出人: xxxxxxx@xxx.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先: *****@xxx.co.jp 件名: RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため冷凍車1両 ○○食品様
<input type="checkbox"/> 運送依頼 御中	<input type="checkbox"/> 食品様 国土さま
下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貸切運送 品名: 冷凍食品1トン(10パレット) 積込: 4/5 12時(○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内訳: 15時30分~16時30分、倉庫内における積込・搬入作業	メールにて依頼のありました下記の内容を解しました。(※) <input type="checkbox"/> 運送依頼 <input type="checkbox"/> 口頭 運輸 一部 〒xxx-xxx 〒xxxx-xxxx 〒xxxx-xxxx Tel: 028-333-3333 / Fax: 028-444-4444
運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税 6,000円 合計: 70,000円	Original Message: 差出人: *****@xxx.co.jp 送信日時: 2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先: *****@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため冷凍車1両 ○○食品様
支払方法: R7.4.4 銀行振込	<input type="checkbox"/> 運送依頼 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貸切運送 品名: 冷凍食品1トン(10パレット) 積込: 4/5 12時(○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内訳: 15時30分~16時30分、倉庫内における積込・搬入作業
※未定額○○市○○1-1-1 TEL: 028-111-1111 / FAX: 028-222-2222 E-MAIL: *****@xxx.co.jp	運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税 6,000円 合計: 70,000円 支払方法: R7.4.4 銀行振込
	○運送依頼 ○運送 国土 花子 〒xxxx-xxxx 〒xxxx-xxxx 〒xxxx-xxxx TEL: 028-111-1111 / FAX: 028-222-2222 E-MAIL: *****@xxx.co.jp

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、**目安箱**への
投稿をお願いします。



目安箱リンク